

国家戦略特区ワーキンググループ 提出資料

平成30年11月16日

大 阪 府

地方裁量型認可化移行施設の活用について

厚生労働省対応案

特区において、各自治体が、独自の設備運営基準（配置基準の**6割以上**は保育士）のもと「**地方裁量型認可化移行施設**」（仮称）を設置することを認める（待機児童解消までの時限措置）。

- ①（保育士不足で運営が困難などの緊急的な場合に限り）
認可保育園からの移行も可能
- ②「地方裁量型認可化移行施設」に対して、国の運営費の基準額にならい、**設備・運営に応じた運営費を補助**。
（※）30予算で認可化移行運営費の充実を図っており、安定財源の確保をしつつ、31予算要求に向けて検討。
- ③認可化移行の計画期間は5年間とし、**自治体の判断で延長も可能**とする。
- ④保育事業者と利用者の**直接契約**
- ⑤**保育の質**の確保のため、下記措置等の実施を義務付け。
 - ・地方裁量型認可化移行への**定期的な指導・監査の実施**や**運営状況の見える化**
 - ・都道府県の協議会による**人材確保策の実施・公表**

※ 厚生労働省における「保育の質」の確保・向上のための多面的な検討に資するよう、自治体の協力を得て、その実施状況等を把握し、分析・評価する。

大阪府検討（案）

現在、以下の内容で議論中。

1. 対象施設の要件

- ・配置基準の6割以上は保育士
- ・設備基準は認可外の基準を満たしていること
- ・認可化を目指していること

2. 補助金

- ・国の「認可化移行運営費支援事業」（国1/2、府1/4、市町村1/4）に加え、他の国庫補助事業の活用を検討

3. 対象施設

- ・認可外施設が認可施設への移行に先立ち、地方裁量型認可化移行施設となる場合を想定

4. 保育士以外の保育従事者

- ・府実施研修等の受講について義務付けを検討（経過措置有）

5. 指導・監督

- ・年に1回以上の認可外施設に対する指導・監督の実施のほか、巡回支援指導の実施を検討

6. その他

- ・施設呼称等は検討中
- ・都道府県の協議会については設置済（H30.8月）

地方裁量型認可化移行施設における保育支援員の活用について

従前の府提案

「保育の質」を確保しつつ保育士不足に対応し、待機児童を解消するため、
人員配置基準に算入する対象職種に、「保育支援員」を位置付けていただきたい

<保育支援員とは>

- 現在の子育て支援員にOJTを中心とした研修（約500時間）を実施し、育成
- 人員配置基準内に位置付け（1/3の範囲）
- 保育士1に対し、1.5の割合で配置

<緩和によるメリット>

- 人員配置基準への位置付け
 - 保育業務を分解し、保育士は専門的業務に特化
 - 保育士の負担軽減
- ▶ 保育量の増
 - ▶ 多忙な保育現場の「働き方改革」を実現
 - ▶ 保育士の新規就職者の増と離職の防止

- 保育支援員は、認可施設の配置基準の緩和にあたり「保育の質」を維持するための手法。
- 『地方裁量型認可化移行施設』は、認可外保育施設に係るものであり、府提案とは異なるもの。
- 『地方裁量型認可化移行施設』において、保育支援員の配置は要件ではないため、これを課すとすれば、現行制度への規制強化となる。
- 事業者にとって負担増となり、かえって制度活用が困難となる。

地方裁量型認可化移行施設の実施にあたっては、府提案の保育支援員の配置によらず、国から示された制度の範囲内で対応をする。

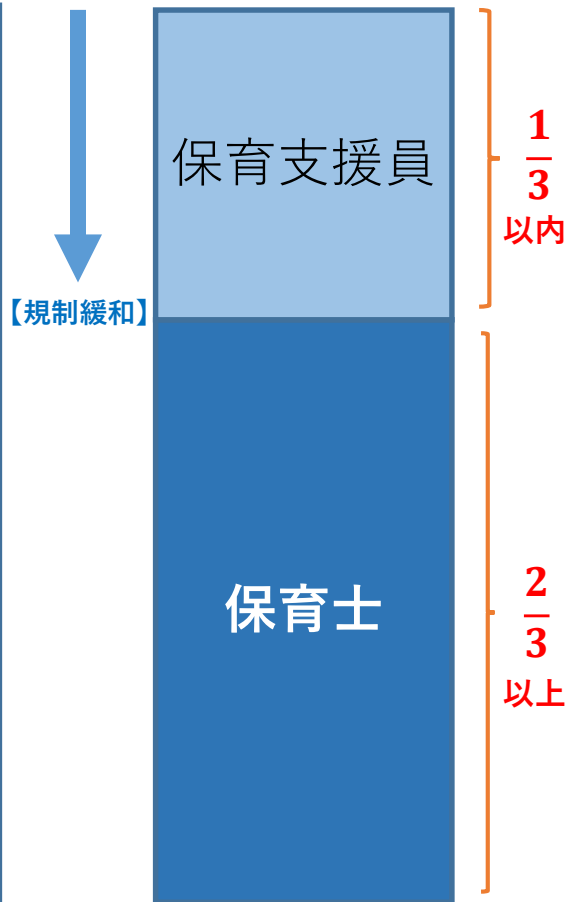
保育士の配置基準（イメージ）

認可保育所

現行基準

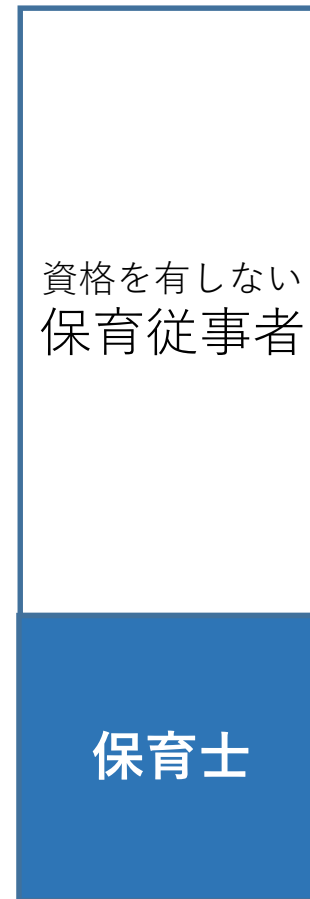


従前の府提案



認可外保育所

現行基準



地方裁量型 認可化移行施設



保育支援員を配置することになれば、規制強化となる。